

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和2年第2回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和2年6月26日(金) 午前10時00分から正午まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 研修室

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 齊藤 政子, 中川 豊隆, 野田 尚紀, 矢吹 香月

4 事務局

(1)岡山市財政局

脇本財務部長, 植月契約課長, 剣持工事契約担当課長, 石村契約課課長補佐(工事契約係長), 大木契約課物品契約係長, 遠藤契約課管理係長, 堀井契約課指導係長, 山根契約課副主査, 遠藤契約課主事

(2)岡山市水道局

石井次長, 國富管財課長, 矢野管財課課長代理, 桜井管財課課長補佐(契約係長), 岡島管財課副主査, 白石管財課副主査

5 会議次第

(1)開会

(2)議題

1 令和2年度入札契約制度の改正について

2 令和元年度契約状況等の報告について

(1)岡山市

(2)水道局

3 抽出事案について

(1)岡山市

(2)水道局

4 その他

6 会議概要

1 令和2年度入札契約制度の改正について

委員：自己採点方式のデメリットは何かありますか。

市当局：自己採点方式では、点数は入札参加者が付けたもので判断します。今までは全部市の方で採点していましたが、自己採点による総合評価点が2位以下の入札参加者については、原則市が採点しなくなるので、実際の点数が何点であったかわからない点です。

委員：自己採点方式に関して、総合評価点が最も高い者が確認対象者とのことですが、この総合評価点が同点になった場合の取扱いについて教えてください。

市当局：点数が同じ場合は、地方自治法の規定により、くじとなります。

委員：令和元年度7月及び令和2年度の制度改正は岡山市契約規則の改正ということですか。

市当局：令和元年度7月の改正については、「岡山市建設工事最低制限価格の設定に関する要綱」の改正になり、令和2年度の改正については「岡山市建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱」の改正になります。

委員：最低制限価格についてですが、いままで基準が上がってきた経過について教えてください。

市当局：最低制限価格の設定は、いわゆるダンピング対策といわれるもので、公共工事の品質確保の促進に関する法律が、建設工事、コンサル業務など公共工事関連に適用され、その数値は国土交通省が定めており、各自治体はそれに倣っています。国は実勢価格を調査して計算式や設定範囲を定めており、何年かに1回見直しが行われ、その趣旨は、下請業者を含め適正に工事等が施工され、将来にわたる担い手確保につなげようというものです。見直しにより基準は上がっており、岡山市もその基準に準拠しています。

2 岡山市の令和元年度契約状況等の報告について (1) 岡山市

委員 : 指名停止, 指名留保, 文書注意すべてにおいて, 昨年度より件数が減少していますが, 何か理由があれば教えてください。

市当局 : 特に大きな理由というのはありませんが, 指名留保の中で新規申請の件数が大きく減っています。建設工事の場合は, 新規申請した業者に5か月間指名留保するという規定があり, 令和元年度については新規事業者の方が少なかったのが理由と言えます。

3 岡山市水道局の令和元年度契約状況等について (2) 水道局

委員 : 一般競争入札の工事契約について, 件数が減に対して金額が増となっているのはなぜですか。

市当局 : 主に水道施設工事, 配水管布設工事が減っていますが, 工事の1本ごとの金額が少し高くなっています。何か大きな工事があったということではございません。

委員 : 1本の工事の規模が大きくなった理由はありますか。

市当局 : 現在, 水道管の更新を積極的に進めており, できるだけ効率的に行っていくために一つの工事を少し大きめに設定しているということです。

4 (1) 「市民のひろばおかやま及び岡山市議会だよりの印刷」

委員 : 事後審査型がどういったものか, またこの案件がなぜ事後審査型なのかを教えてください。

市当局 : 事後審査型についてですが, まず落札候補が決まりましたら, 一旦落札保留となります。次に, 必要書類を提出していただき, 入札に参加する資格を満たしているかどうかを確認し, 満たしていれば落札決定します。岡山市の物品の一般競争入札ではすべて事後審査型を採用しています。

委員：過去この業者以外で落札したところがありますか。

市当局：平成27年度には別の業者が落札しています。平成28年度以降は、今と同じ業者が落札しています。平成30年度からは1者応札となっていますが、平成29年度までは、2者から4者の応札がありました。

委員：1者応札になってしまった状況というのは何か理由があるのですか。

市当局：担当課にも確認をしたところ、原稿の締め切りから約一週間で28万部のフルカラー印刷及び製本を行うということもあり、スケジュールがタイトであるということです。そのスケジュールの見直しも担当課では考えていますが、やはり最新の情報を掲載するために厳しいスケジュールとなってしまうとのことです。

委員：他の業者も応札できるように、2者3者が手を挙げなくなった理由を調べておく必要があると思います。

(2)「岡山西部総合公園（仮称）立体駐車場新築工事」

委員：共同企業体の場合は、評価点の算出はどのように行うのですか。

市当局：共同企業体の場合は、「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」については第1構成員を対象に、「企業の体制等」については、各構成員の評価点を出資比率に応じて按分して合計します。

委員：共同企業体の工事成績評定と技術者施工経験が0点となっているのは、どういう理由ですか。

市当局：工事成績評定については、第1構成員を対象に、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間の岡山市発注工事に対する工事成績評価点の平均点をみています。今回は第1構成員の業者が岡山市発注の工事を受注しておらず、0点となっています。

配置予定技術者については、平成16年4月1日以降の同種工事施工経験を求めています。今回は施工経験がないため、0点となっています。

委員 : 新しく岡山市の工事を受注したい業者は参入しにくい仕組みになっているのではないですか。

市当局 : 工事成績が良い業者を加点しようという仕組みであり, 新規事業者を排除するものではありません。

委員 : 低入札価格調査基準価格を下回った場合は, どのような調査をするのですか。

市当局 : まず, 低入札価格調査の予備調査を実施します。直接工事費, 共通仮設費, 現場管理費, 一般管理費の4項目について算出された数値的失格基準を満たさない項目が一つでもあれば失格となります。次に, 低入札調査基準価格以下で予備調査の数値的失格基準以上だった場合, 低入札調査を行います。低入札調査では, 入札の詳細内訳書, 工事数量総括表のすべての項目について, 市の設計との対比を行い, 著しく低くないか, 適正基準を下回っていないかなどを調査します。業者から, 下請け業者の見積書や, なぜこの価格でできるのかについての理由書を提出してもらい, 不明な点は業者へヒアリングを実施し, そのうえで工事の履行が可能かどうかを判断し, 落札者を決定することになります。

(3)「普通自動車(ワゴン車)」

委員 : 公用車の購入状況について教えてください。

市当局 : 通常で使う軽四自動車についてはリース契約を行っていますので, 単体で購入することはあまりないです。特殊なものについて, 例えば後ろにタンクを積んだ給水車である等, 単体で1台だけ用意するものについては購入をしています。今回は, 現在使用しているものが老朽化したことによる買い替えです。

委員 : 1者だけの応募になった理由は何かありますか。

市当局 : 排気量2400cc以下ガソリンエンジンで最低地上高210mm以上の車になると限定されますが, 有資格者名簿の輸送機器に登録されている自動車販売の業者は誰でも参加はできると思いますが, 今回は1者のみの結果になったということです。

災害時に使用することも想定しており, 他都市へ応援に行く場合, ある程度人数

が乗れる車で、少し地面が悪いところでも走れるような車であって、なおかつ荷物もある程度乗れる車といった仕様の設定をしています。当然、他都市だけではなく、本市での被災時にも使用します。

委員：リースをする場合はどういった理由がありますか。

市当局：一つにはメンテナンスが容易ということです。管理がしやすいため事務の効率化になるのと、金額的なメリットもあると思います。

少ない台数の場合は購入して利率を加算しなくて済みますが、ある程度の台数になってくるとその時に一度に金額を支出する必要も出てきます。リースの場合、使用年数で割った形で支払いができますので、リース料はかかりますが平準化ができるということと、メンテナンス等の事務負担が減少するので、人件費も省けます。

(4)「遠方監視クラウドシステム構築業務委託」

委員：低価格での落札ですが、聞き取り調査の内容で適合した履行がなされない恐れがないと判断された理由について教えてください。

市当局：今回の価格で入札した理由や、本当に仕様書通りのものが入るのかどうかの聞き取り調査をしています。水道の維持管理の業務の中で遠方監視の施設監視に力を入れている業者で、以前からクラウド方式による監視システムを作られていました。今回水道局で設定した仕様書にほぼ適合するシステムがすでに構築されており、それをベースに使用できるというのが初期費用を抑えられた理由の一つです。さらに76カ所の出先施設の通信端末を設置する業務について、現在設置の機器と同じメーカーのものを納品することができるため以前の仕様を見なくてもわかる、同じメーカーだから設置替えをするのに費用を抑えられる。その2点で価格を抑えることができるということです。加えて技術的な面も確認したうえで落札決定を行いました。

委員：クラウド方式を採用したシステム構築を行うことについて、今後のメンテナンスについてはどのようにお考えですか。

市当局：この業務で構築したシステムの保守業務は、構築した業者に委託することになると思います。本案件には保守業務の費用は含まれておりませんが、10年間程度このシステムを使うという前提で入札を行っています。

委員：許容価格の設定は、システムの新規構築を前提に積算しているのですか。

市当局：システムの新規構築というのはなかなかなく、他都市で導入しているものを参考にしながら事前調査を行っています。

委員：クラウド方式について、外部から侵入できないような安全性の確保も含めた契約になっていますか。

市当局：セキュリティも設定したものを仕様としています。

(終了)